

第十六回国会 衆議院 労働委員会公聴会議録 第二一号

昭和二十八年七月六日(月曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

委員長 赤松 勇君

理事倉石 忠雄君 理事丹羽喬四郎君

理事持永 義夫君 理事高橋 誠一君

理事山花 秀雄君 理事矢尾喜三郎君

理事山村新治郎君

荒船清十郎君 池田 清君

田淵 光一君 山中 貞則君

吉武 惠市君 川崎 秀二君

町村 金五君 黒澤 幸一君

多賀谷眞穂君 井堀 繁雄君

熊本 虎三君 中澤 茂一君

中原 健次君

出席國務大臣

労働大臣 小坂善太郎君

出席公述人

東京大学教授 有泉 亨君

早稲田大学教授 野村 平爾君

応慶大学教授 藤林 敬三君

委員外の出席者

専門員 浜口金一郎君

○本日の公聴会で意見を聞いた事件

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案について

○赤松委員長 これより労働委員会公聴会を開会いたします。

それでは、公述人の皆さんに、委員長より委員会を代表いたしますして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、公私御多忙のところをわざわざ御出席いただきまして、まことに

第一類第十五号(附屬の一) 労働委員会公聴会議録第二号 昭和二十八年七月六日

感謝にたえません。本日御意見を聴取いたしました電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案は、当労働委員会におきまして、目下慎重審議中でありまして、何分にも重要な法案でありますので、昨日の公聴会に引続いて、本日も公聴会を開会いたし、皆さんの隔意なき御意見を拝聴いたしたのでございます。

なお審議の都合上、公述人各位におかれましては、大体二十分ぐらいで御意見を述べにお願いいたします。

○有泉公述人 時間も短かいことですが、委員長からお尋ねになつた基本的人権と公共の福祉との関係、正当性の限界の問題、本法案と各事業令の関係というそれについて、時間の許す範囲で私見を述べてみたいと思ひます。

新しい憲法がつくられまして、憲法普及会というふうなものがあつて、憲法の精神を普及した当時、私たちは、この新しい憲法と古い憲法との違いは、基本的人権を非常に強く保護している点であるということに強調したわけですが、その強く保護しているのは、その内容においても非常にゆたかになりましたし、同時に、その保護の仕方も非常に強くなつた。たとえば、明治憲法では、法律の規定によるにあらざればというので、法律で規定すれば、どんな基本的人権もすぐ制限を受

けてもしょうがない。ところが、新憲法ではそういう制約がないというふうな点を強調したわけでありまして、

ところが、その後の憲法の運営を見ますと、基本的人権も、公共の福祉で制約をされてもやむを得ないのだという説が、なか／＼強く出て来ているようでありまして、主としてそれは行政解釈として出されている。行政府の方面から出ている。しかし、行政府の方からそういう考えが出がちなということ、これはわかるような気がするのです。というのは、大体基本的人権といふのは、国家ないし政府からやみに侵害されないといふ、そういう権利として認めようというわけでありまして、そういう権利がありまして、行政をやるのに非常にやつかいですから、そこで行政府の立場としては、なるべくそういうものは公共の福祉というやうな理由で制限した方がよい。国民が羊のごとくおとなしければ、行政は非常にやりやすい。そういう観点から、公共の福祉で基本的人権は制限されてもしょうがないという説がだん／＼出て来る。しかし、これは立法府ではそうお考えになつては困る。立法府は、行政も担当されましようが、同時に、それは国民一般の代表でもあるわけ、立法府では基本的人権を十分に保障するという立場で、ものを考へていただかなければ困るというふうに感ずるわけです。

そこで、結局スト規制法案がどういふ性格を持つておるか、公共の福祉とどういふ関係にあるかということになりますと、これは何といつても憲法二十八条の解釈によつて行くわけです。憲法二十八条に限らず、基本的人権が無条件に保障されているものは、一般に公共の福祉を理由としては制限されないといふ、そういう考え方が一方に成り立つわけで、昨日ここで公述された石井教授なども、東大の憲法研究会でそういう態度をとつておられるわけです。私ももちろんそれと同じ考え方です。私ももちろんそれと同じ考え方です。私にももちろんそれと同じ考え方です。二十八条になりまして、若干その原則を緩和いたしまして、これは公共の福祉によつて制約されてもやむを得ないかもしれない、といふふうな議論をされてきたように記憶いたします。その理由としては、憲法二十五条以下の、いわゆる生存権の基本権といふのは、国の力に依つて国が積極的に国民を保護しようといふものである、だから国に力がない場合には、これは後退してもやむを得ない、こういう考え方に立つていふわけです。しかし憲法二十八条については、これには関係して来ない。勤労者が団結し、団体交渉し、団体行動する権利といふのは、これは何も国のおかけをこうむらなくてもできることでありまして、憲法二十八条が無条件にこれを保障している以上は、そうむやみに侵害されるものであつてはならない、こういうふうに考へるのです。もつとも、二十九条を見ますと、財産権の保障が、公共の福祉で制約されてもよいと書いてあるか、公共の福祉と

すから、それとのバランスからいつても、やはり労働者の基本権も公共の福祉で制約されてもしかたがないじやないかという考え方、これは石井教授なども書いておられるのですが、その考え方は必ずしも有力ではない。なぜかという、今申しました二十九条の保障する財産権も、実は「神聖ニシテ侵すヘカラス」といふふうに言われた時代もあつて、それが今日のように公共の福祉で制約されてもしょうがないといふふうに、神聖の座から引下された。ですから、基本的人権の保障といふのも、やはりその時代々々の精神、あるいはその憲法の精神によつてきまつて行くことで、日本国憲法が制定された当時のわれ／＼の考え方からすれば、労働者の基本的人権は相当強く保障しなければならぬ、そういう考へのもとに、あの規定ができていたといふふうに理解されますので、ここでは労働者の基本権をむしろ神聖の座に押し上げていいといふふうに解釈すべきじやないか、そう考へるわけですが、しかし少くともこれからあとで述べますように、ロック・アウトする、労働を拒否するといふやうな争議行為は、公共の福祉で制約されることにはないだらうといふふうに考へます。

しかしそう言ひましても、労働者の基本権も、まったく無制約というわけにはありません。憲法は他にもいろいろの基本的な権利を保障しておりますから、それとの関係において他のものの本体を侵害するやうな争議行為といふ

ことになれば、これは制約を受けてやむを得ない。たとえば使用者の財産権を直接に侵害する、施設に直接手をかけてこわしてしまふというふうな争議行為は、これはやはり所有権というものに深く食い入るから、これはできない。これを争議権の場合で言いますと、争議権の本体は、何といつてもストライキだと思ふのですが、これは労働力を売のを売らどめをして、もつと高い値で買つてくれということなんですから、売りどめをするという権利が、争議権の基本的なものだと思ひます。その売りどめをするということからは、決して処罰されるようなことは出て来ない。これはあるいは労働法をまつまでもなく、すでにそうなんですて、たとえば古い時代には、召使いは逃亡をしますと処罰されたのですが、今は労働者が途中でいやになつたといつて職場を去つても、処罰されるというふうなことはない。これは普通の雇用関係でも、ないわけです。のみならず、日本国憲法では二十八条で、普通のそういう市民としての権利よりももう少し進んだ、争議権というふうな一歩進んだ権利を認めている關係上、これは單にその工場から出て行くだけではなくて、その工場から自分たちが出たあと、ほかの者で自由に運転されないうように働きかける、こういうことも認められてゐる。これはストライキに伴うピケットがそれでして、よく私は例にあげるのですが、店を並べている同じ店屋が、隣同士で隣の悪口を言ひますと、これは營業権の妨害にもなり侵害にもなるでしょう。しかし、そこでストライキをやつた労働者が、その店の前にブラカードを持つて立つていて

も、これは營業妨害にならない。これは普通の市民法の原理を一步進めたのだと思う。そういう労働法の体系認められておるのですから、なおさることだと思ひます。とにかく基本には、売りどめをするということとはこれは争議權の本体である。それは使用者からも妨害されないし、また政変からも妨害を受けることはない。労働運動は国からも自由であるし、使用からも自由である。またアメリカ流にえば、政変からも自由であるといううなことが言われているのですが、とにかく立法によつてそれは奪われなもののだというふうに考えるわけであります。その争議權に対抗する財産權の主体については、先ほどもちよつと申しましたが、争議權に対抗するものとしては、使用者は自分の所有しておるものを物質的に支配するといふ、そういう權利は一応認められておる。しかしそれは人間的支配を含まない。所有を通じて人間的支配をしておる部分、これは財産權の本体を越えたものである。所有權といふものが、作用的にはかなり人を支配いたしますが、それはすでに財産權の本体を越えたものであります。ですから、ある程度労働者が自分たちの仲間と呼びかけて使用者の營業を妨害するようなことをしても、それはまだ所有者の所有權の本体に害り込んだというわけではない、こういうふうな考えられるわけであります。そこで、その争議權、労働者の基本權の本体は、だれにも制約されるものではないといふふうに見えるわけでありますが、しかし權利と權利との相互の關係は、必ずしも權利の本体同士が衝突し合うということではなくて、も

う少し幅のあるものだと思ひますか。それからそこでその本体を出た、もう少し作用的の部分で、労働権と財産権というのは衝突をする。ここでは、相互に土地を持つておる隣同士が、お互いに土地の利用は協調してやらなければならぬ、相隣関係というようなことがあらうと同じように、権利の間にも相隣関係というのが成り立つ。隣同士ですと、家を建てるために少し入れてくれ、すると入れてやらなければならぬ。そのかわりこつちで受けた損害はよこせ、こういうことが言える。一方がまんさせられれば、それに対する代償といふものが与えられるのだと思ひます。国家公務員や公共企業の職員が争議権を禁止されておるのが、はたして憲法に違反していないかどうかは問題があるとしても、かりに違憲でないとしてれば、そこでは、とにかく争議権をとるかかりには、公正な労働条件で勤めるようにという配慮をしてやつておるわけです。そういう部分が出て来る。ですから、繰返しますと基本的などうしても奪えないという部分が、労働者の基本権にあると思ひます。しかしそれから出たものでも、制限される場合には、何かかわりの補償をくれという部分が残つておる。そういう意味で、かなり強力に保護されておるものだと思ひます。しかし争議権といへども、やはりそれが独自であるといふわけではありませんから、従つて争議権が濫用にならば、そこでは保護を受け得ない。權利濫用という法理——權利濫用といふのは、発達の過程では、自分の方に利益がないのに他人に損害を与えるだけの目的で何かが行爲をする、そういうのが発達過程では要件

であつたのでありますが、今日では大
体客観的に認められた権利を逸脱する
というような場合には、そこで権利濫
用が認められるというような法理が発
達しておるわけでありませう。従つて権
利濫用というやうなことに由る争議權
の適當な制約というものは、これはわ
れわれお互いに認めなければならな
い。そういうところにおるのではない
かというふうに、考えるわけでありま
す。

なお付言しますと、一部の論者は、
かりに争議權を奪つても、労働者は、
いやならばそこをやめればよいじやな
いか、退職の自由を持つておるじやな
いか。こういうふうに議論しますが、し
かし労働者に退職の自由があるといふ
ことは、——そういう議論をするとい
つても末弘先生の話を思い出すのであ
りますが、末弘先生は、永小作人が長
年収入絶無のような状態が続くと、永
小作人は權利を放棄することができ
るという規定がある。これである学者
が、これは永小作人を保護したのだ、
こういうふうな説明したので、
これを攻撃しまして、それは死せよ、
しからば痛苦より解放されんといふの
に似てゐる、それとまったく同じだとい
ふ議論をしました。だから、労働者に
退職の自由があるからスト権は制限
してもいいじやないかといふのは、ま
さに退職して死せよ、しからばスト権
制限というやうな拘束から免れるであ
らうという議論と似てゐるのではない
か、こう考えるのです。

まとまりませんでした。基本的人
権と公共の福祉という第一の点はその
くらいにいたしまして、第二に正当性
の限界の問題であります。

これは、具体的に問題になっている電産の場合と炭労の場合とを区別して考えなければならぬと思います。先ほども述べましたように、単純なウォーク・アウト、これは違法とされることはない。これはもちろんまつたく例外がないわけではなくて、個人に非常に重大な具体的義務が課せられている場合には、そしてその義務を課することが憲法上も正当と認められるような事情がある場合には、その義務に反すれば処罰されるということは起りましよう。しかし、原則として通常の労働者がウォーク・アウトをするというところが違法になる、すなわち処罰されるというような関係はない。そこで電源ストなどの場合は、これはウォーク・アウトで、とにかくストライキが行われるわけです。しかし、かりに今電産の労働者が、電源関係の人が全員ウォーク・アウトをしたとしますと、これは非常にあぶないことが起るわけでして、全員がストライキをしたら、いくら会社が手をまわしても、その電源を受取るだけの人間というものは用意することができない。そこで電源ストがかりに行われたとすれば、これはスイツチを切つて出て行くのが常態だと思ふ。これはどこの工場でも、たとえば紡織の工場で機械をかけつばなしで出て行くことは、最もいけないことななでしようが、それが常態のわけです。この間問題になつたのは、職務命令が出て、その職務命令で、まわしたまま渡せと言つたのに、それを切つて出て行つたというのが、問題にされているわけですが、しかし、この場合の職務命令というのは、一体どういふ意味を持つのか、ストライキをやらうと

いうときに、職務命令で働けと言つたから一體働かなければならないのか。働かなければ職務命令違反で解雇されるといつたら、お笑いになると思ひます。そうすると、争議をやろうとしたときの職務命令は、普通の場合の職務命令とは違つたものだ。そうだとすれば、ストライキをやるときは違法性も何もない、単純なウォーク・アウトだといふように考えられるのではないか。大体職務命令などが出るのは、電産の方で、ちび／＼とストライキをやつておるから、そういうことになるわけでは、そう思ひます。途中のスイツチ・オフにしても、やはり同じ関係で、こういうことができるというふうに考えます。

ただ電産の場合は、第三者の利益を非常に侵害するといふことが、この案のつくられた重大な理由になつておると思うのですが、争議といふものは、多かれ少なかれ第三者に迷惑を及ぼすのです。第三者に迷惑を及ぼせば、争議が制限されてやむを得ないといふことになる。ほとんどどんな争議もできなくなる。第三者に迷惑を及ぼすから争議は強いのですが、同時にまた、第三者に迷惑を及ぼすから争議は弱いといえるわけで、第三者からの批判というやうなもので自然自制せざるを得ないといふところが出て来る。自主的交渉によつて労使関係を安定するといふ行き方からすれば、第三者に迷惑を及ぼすといふことだけでこれを制限するといふのは、少し早まり過ぎではないか。われ／＼もそういうストライキが行われるかもしれないとい

う社会機構の中で生活をしておるのですから、まず／＼がまんしなくてはならない。ただこう言つたとしても、権利濫用という法理は、ここへも出て来るわけで、その争議のやり方が、争議権の濫用にわたるといふことが判定されるならば、これはあるいは違法といわれるかもしれない。しかし、権利濫用といふのは、前もつて一律のわくをつくるのに適しない概念であつて、結局具体的問題が起きたときに、裁判所が、それは権利の濫用であるといふふうに判断をする、そういう性質のものであると考えるのであります。

それから次に炭労の争議の場合は、これは事情が違ひまして、今問題になつておるのは、保安要員の引揚げの問題であります。ところで、炭労で問題になつたのは、それが長く続いて、世の中に石炭が出まわらなくなつたといふことに問題があると思つたのであります。だから、電産の場合とは、ねらいが若干違ひわけでありまして、そこでやはり単純なウォーク・アウトは違法制を

持たないといふふうに考えるのであります。それは、かりに保安要員であつても同様である。鉱山保安法、それから石炭鉱山保安規則ですが、何かその方に若干保安要員に対する制約の規定がございますが、それはそれらの関係でいわれているので、勤労者の基本的人権のストライキ権の行使といふ点からこれを考えれば、それらの規定は、一応封ぜらるべき規定なわけでありまして、これは労働法学者の間で議論のないうところだと思ひます。ただ、労働者のそういう売りどめの権利、同時に回転する資本の作用には、ある程度まで切り込めるというその原則も、資本の

実体、所有物の実体にも切り込んで争議ができるかといふと、これは日本の憲法を公平に読めば、そこまで行つておるかどうかは、かなり問題があるわけで、所有権の実体にも切り込むことは、そう簡単には許されないのでしよう。そこで使用者が、保安要員の出て行つたあと、自分の鉱山の保安をやりたい、こういう場合は、これは一応ビースフル・パースウェイジョンといふやうなことはやられても、さしつかえないと思ひますが、それを妨害をするといふやうな行為に出ると、これはやはり若干行き過ぎではないかと考える次第であります。

そこで三番目の、本法案と各事業令との関係ですが、この点は必ずしも私も専門家でありませんので、あまり確信のあることは言えないのですが、この法案が成立した場合を考えますと、電産の場合には旧公益事業令の中の八十三条ないし八十五条といふものが生かされておまして、八十三条の方は機能に障害を与えて電気を流れなくする、八十五条の方は供給を取扱わ

ない、そういう場合に、正当の事由なくして取扱われない場合に、いずれも処罰規定をおいておるわけでありまして、八十三条の機能に障害を与えて」といふ方は、これは積極的に何かをこわしてもしない限りは、スイッチの閉鎖といふのは、何も機能障害を与えないといふわけでありませんから、八十三条は普通のウォーク・アウトには適用がない。もしあるとすれば、八十五条にある。しかし、八十五条をすなおに読みますと、供給を取扱わすといふのは、何か窓口に行つて私のところへ電気を引いてくださいと言つたのを扱つてやらない

といふ、そういう印象を与えるのであつて、企業内部でストライキがあつて、その労働者が争議をする。争議をするについては危いからスイッチを切る。そういう場合に、はたして八十五条に入るかどうか、かなり疑問があると思ひます。裁判所は、今まで現れたところでは、何かこれに入りそう、そういうふうに出ていふやうに見えます。そこでもしこの法案が通りますと、電産の電源あるいは停電ストは違法だ、やつてはならない行為だ、こういうことになりまして、これら規定が出て来るわけですから、この法案には別に直接に罰則はついておりませんが、公益事業令のこの規定が浮び上つて来て、そして労働者は処罰されるかもしれない。

なおここで注意したいのは、この法案の第二条でいつている範囲は、公益事業令よりも少し広い。書き方が広くて「電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない。」といふのでして、発電所の職員がこぞつて何日も出て来ないといふことになれば、発電所は動かなくなる。そうすると、それも入るやうな内容を持つておる。少し広くなつております。その点が注意されなければならないと思ひます。

それから第三条の炭労の関係で言いますと、ここでも、鉱山保安法の五条といふのが三十条で受けられまして、それが石炭の場合には、石炭鉱山保安規則四十七条三項といふのについております。そしてそこでは、「鉱山労働者は、坑内排水ポンプ、扇風機、巻揚機その他の保安上特に必要な施設の維持

および運転を妨げ、または停廃してはならない」、こういう規定があつて、これに違反しますと、鉱山保安法の五十六条の五号というのに「第三十条の規定による省令に違反して、第四条に定める措置を講ぜず、又は第五条に定める事項を守らない者」、これは六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。こういうことになつておりました。この規定が動き出す可能性をはらんでおるわけです。しかし今の条文を読んだ場合に、あしたからもう自分山へ入らないといふやうなことを言つた場合、だから続けて供給しているのを不意にとめる場合を考えているのではないか。あしたもあさつても休む、保安要員だれもかれもみんなが、あしたもあさつても休むといふ場合に、はたしてこの保安規則四十七条三項に該当するかどうかといふことは、解釈上は若干問題がありますが、しかしこれが動き出して来る可能性は非常に強い。のみならず、第三条は、石炭鉱山保安規則四十七条三項の「保安上特に必要な施設」と、こゝにいつているのをさらに掲げまして、第三条では「鉱山保安法に規定する保安の業務の正常な運営を停廃する行為」といふやうな、若干拡張したものを規定いたしてあります。これとこれが重なり合つて来る

と、保安要員の引揚げといふやうなストライキの方法があつた場合に、一体どういふやうにこれを処理するだらうかといふことが、はなはだあいまいでして、この法案に罰則がついていないのが、何か奥歯に物がはさまつていふやうな印象を強く受けるのであります。

そこで時間も超過したので、大体結論に行きますと、どうもこの法案には賛成できない。それは、考へ方として基本的な人権というものをと強く保護すべきだといふふうに私も考えるからで、これは法理論的にもそうだし、少くとも憲法の精神からいふのもうです。公共の福祉で自由にどん／＼争議権を奪うことができるというれば、これは運輸事業その他の公益事業に広がって行く可能性が十分にあるということ。さらに、これは労働者の基本権の本体には食い入っていないのだ、本体はちゃんとある、ただ方法を規定したのだといふふうなふうに百歩譲つてそれを認めるとしても、それならば、その場合、権利衝突の場合は、一方の権利をがまんさせるのですから、それには何らかの補償が与えられなければならない。ところが、これにはそういう補償がついていない。大政府の答弁の中には、これは手段や何かを制限するのであつて、争議権そのものを奪つてしまふわけではないといふふうに言つておられるのですが、電産の場合などを考えますと、これは相撲に、押しの一手だけは許すが、投げも何となくもみんないかにぬといふのと同じようなものでして、押しの一手だけで、一体今の労働組合が使用者と相撲がとれるかといふたら、これはとれない。そうすると、これは土俵に上れないといふことを意味するのではないか、それくらい強いといふふうに考へます。政府の答弁の中には、新聞などで見ますと、すでに違法なものを違法と宣言するのだといふふうに言つておられるようでありますが、電産の争議があるいは炭労の保安要員引揚げといふふうなことが

違法だときまつたわけではない。これはやはり先ほど申しましたように、行政解釈だと思つては、現に裁判所では、必ずしも違法ではないように説める判決を下しているところもある。それから立法技術の点からいつても、先ほど公益事業命令との関係では非常にあいまいなものを残して、これは運営上問題が起るだらうといふふうに考へられるわけだ。そしてこの法律案が成立した場合に、はたして効果をあげ得るだらうか、こういうことはある程度の効果をあげるかもしれない。たとえば夫婦がけんかをしまして、女房の方が出て行くといふ。出て行くことは許さぬ、どうしても出て行かないといふことになれば、亭主の方はかなり安心しておられる。だから自然出て行くといふことと、出て行かないといふのは先だけのことで、出て行かないというならば、実際にバーゲン・パワーが通つて来るわけだ。そういう効果を待つてゐる。そういうものを一体持たせてよいのかといふことになる。むしろ政策的にそういうことで適正な労働条件がきまるだらうかといふ疑問を持たれるわけだ。

なお、最後に一言言いますと、これは大体昨年の経験に基づいて立案されてゐることは疑いないところですが、当面この法律によつて取締られる対象は何かといふと、電産が炭労が、それ／＼若干中で仲間割れなどしているようですが、とにかく単一組織を持つてゐたもの、それが目当てである。その運動を国家が出て来て何か制約をする。そうすると中で意見のわかれ方などが、えらくはつきりと、ほら、法律もできたんじやないか、ああいうストをやるからこんな法律をつくられたといふように仲間割れを来すかもしれない。あるいは来してゐるかもしれない。そういう意味では国家による不当労働行為の疑いがあるといふように考へる次第です。(笑聲)

○赤松委員長 ありがとうございます。藤林公述人は三時ごろ御出席される予定になつております。次は野村公述人より御意見を述べ願ひます。野村公述人。野村です。有泉先生からは、主として争議権の側から問題を御説明になつたのですが、私はひとつ公共の福祉という側からこの問題を少し考へてみたいと思ひます。それは、公共の福祉という言葉で争議権の制約ができるんだといふことが、一般的にいわれておりますけれども、それで公共の福祉といふのは、一体どういうものだらうかといふことについては、案外にみんな下げられておらないようにも感ずるからであります。本来、公共の福祉という言葉が、そんなにこまかく規定できるかといふと、事柄の性質上、これはできないと思ひますが、まず次のようなことは言えるのじやないかといふふうに考へる。一つは、争議権は公共の福祉で制限できるかどうかといふふうな問いを厳密に出さないで、一体争議権といふものはどんなものかといふことを考へてみますと、争議はともかくも生産一般の停滞を来すといふのが普通の争議の場合の結果であります。生産の停滞を来すといふことは、今の場合ならば、企業が独占的に非常に大きくなつてい

る関係上、どうしてもこれは国民の一般的な需給関係に影響を及ぼすだらうといふことは考へられるわけだ。しかも、どこの国でも、この争議権の保障といふことが憲法や法律制度の上に現れたのは、そういう経済的な組織が成熟して来た状態のもので出されてゐるわけだから、だから、事柄の性質としては、当然に国民一般の需給関係に影響を及ぼすような争議でも争議権は保障するんだといふ、こういう考へ方に立つてゐるのじやないだらうか、こう考へることができれば、かりに公共の福祉といふ言葉によつて争議権の制約ができるとしても、その公共の福祉といふのは、少くとも国民一般の需給関係に影響があるといふ程度の問題ではないといふことだけは、はつきりしてゐないかといふふうに考へるわけだ。

第二の点を考へてみたいと思ひます。それは企業の性質によりましては、御承知のように、公益企業のような、特に大きな公衆の便益といふものと正面からぶつかるような争議といふものが考へられるわけでありますが、一体こういう公益企業の争議といふものに對して、それじや公共の福祉といふような言葉、あるいは公益といふような言葉によつて、ただちに争議権の制約ができるだらうかといふふうな問題を出してみますと、この点につきましても、大体先ほどの理由と同じように、公益企業といふものが今日一般的にあるといふことは、当然に予測せられる状態であるわけであります。そう法がなおかつ法律によりといふふうな

制限を置かずして、団体行動権の保障をするといふふうなふうにしてゐる点を考へますと、第一、公益事業だからといつて、ただちに公共の便益といふようなことを理由にして争議権の禁止はできないものだといふのが、正當じやないかといふふうに考へられるので、この点は、日本のように憲法上団体行動権の保障をしてゐない国、たとえばアメリカを例にとりまして、アメリカあたりでも、この公共の福祉といふ言葉は非常に頻りに使ひます。使ひますけれども、公共の福祉をただちに公衆の便益といふ言葉に直して、それだけでも争議権の禁止ができるというふうな考へ方はとらずに、基本的人権の制約をするところの公共の福祉といふ場合には、必ずその基本的人権を守るといふ立場からいつて、他の公衆なり人なりに対して現実的な、かつ明白な危害といふものが降りかかつてゐるときだけにこれをとめることができるんだ、こういうふうな考へ方を出してゐるわけであります。そういうふうな考へ方からいまして、日本などでは、公衆の便益といふようなことがただちに公共の福祉としての争議権の禁止の理由になり得るかといふと、これはやはりまだ理由が弱いといふふうに考へなければいけないのじやないか。そこで、もう一つこれにつながつて問題になる点があると思ひますが、それは、この公衆の便益に對して、全然顧慮しないではないだらうかといふ問題があるわけだ。これに對しては、い／＼に顧慮すべきことが考へられるわけなんです。しかしながら、基本的な考へ方としては、それを争議

権の制約という方向へ持つて行くのでは
なく、そうじやなくて、組合自体
の運動の自制ということにまつという
考え方が正しいのじやないかと思ふの
です。それはなぜかといふと、今
日の社会では、大部分の人が働く経験
を持つた人です。つまり多かれ少かれ
人に使われるというよりな状態にある
わけです。そこで、使われる人という
ものは、自分たちの労働条件の交渉と
いうことについて、気に入らなければ
仕事をしない、したくないという気持
については、共通の感情があるわけ
です。この点を考えてみますと、たと
えば大正年代なんかにおいては、公益
企業、たとえば都電なんかはストライ
キをやるといふときには、すぐにスト
ライキ破りが出動します。たとえば学
生が行つて電車を動かさすというよう
なことをやる。そうすると、これに對
して新聞も拍手をするというような状
態にあるわけです。まだ日本の労働者
が昭和七年でわずかに四十万足らず
しか組織されてないといふように、こ
の組織的な労働運動の経験が非常に
浅いときには、割合に公衆といふもの
は、對してはがまんをしないものです。
しかしながら、このがまんをするとい
う気持といふものは漸次に成長して
来る。ですから、今日割合に公益企
業なんかの場合についてでも、争議が
起つても、働いておる人たちは、これ
は困つたとは思はずけれども、まあし
かたがたないからといふので、ある程
度認容するといふ感じが、がまんする
気持といふものが相当に成長してお
るじやないか。つまり、生存権を守る
ために交渉をやつて、そうして交渉が
いれられないから争議をやる。そこでそ

ういふ気持に同感を持つてある程度ま
で認容するといふのが、社会的な常識
じやないだろうか、こゝういふふうに考
えられるのだと思ふのであります。と
ころで、それならこゝういふようなも
のに全然制約がないのか、つまりどこま
でもがまんしなければならぬのかとい
うような問題が、もちろんあるわけ
でありますけれども、全体の立法政策の
問題としてしましては、そういうことを法
律によつて禁圧して行つたならば、
なか／＼自制と認容といふ、公衆の認
容といふことと組合の自制といふこと
の限界点といふものが、自治的には
なか／＼発達して来ないものです。全
般的に組合運動といふものを助長して
行きますと、その中におのづから公衆
のがまんをする限界といふものが生れ
て来るのではないだろうか。そこで立
法政策の問題として急いでこゝういふ
ことを禁圧するよりは、運動を助長し、そ
してその運動の中でもつて自制心が組
合にできるようにさせるというために
は、一定の時期を待つ必要があるのでは
なからうか、こゝういふふうに考えられ
て来るのじやないかと思ふのでありま
す。

ただその場合に、一つの問題があり
ますのは、組合がたゞ組合員大衆とい
うものの中からの大衆的な討議とか、
組合内部の民主化とかといふものが進
んでいないで、ただ決定だからといふ
だけで、なにか／＼その問題の理想的展
開はないわけですが、今日ある程度ま
で組合は争議については、これは法律
の規定もありまふように、必ず多数決
でもつて参加するかしきないかを決定し
てからでなければ、争議に入れないとい
う制約が他面にあるのですから、そ
ういふことで、ある程度の保障がで
るのではないだろうかといふふうに感
ずるわけでありまふ。

次にもう一つ問題になりますのは、
これは公共の福祉という言葉で言うか
どうかは別問題として、争議権とい
うようなものも、基本的な人権には違
ないけれども、これはたとへば言論思
想の自由といふようなものとは、幾
分違つておる一つの手段的な権利な
権利なんだ。つまり生存目的を達するた
めの一種の手段として法律が保障して
おるものだ。手段的な権利だから、目
的が達せられないのなら、従つて
手段は制約してもさしつかへない
ではないか、こゝういふような議論がな
い立つてはないかと思ふ。議論として
は、もちろんこれは論理的に正しいとい
ふ私は思ふのであります。ところで、争
議権あるいは団体行動権、団結権とい
うような権利が、それでは今いつたよ
うな意味で、ほかにかわりのあるよう
な一つの手段にしかすぎないものであ
つたならば、おそらくこれは憲法の中
まで出て来なかつたに違ひない。憲
法の中にこゝういふことが一つの基本
的な権利として成長して来たといふの
は、この長い労働運動の過程でもつ
て、やはり労働者にこゝういふような権
利を保障するのじやなくて、どうして
も労働条件の公平な取引あるいは労働
者の生存目的を達するための主張の完
徹といふことが非常に困難であるとい
ふ事情を考えたから、こゝういふものが
基本的権利として憲法の中に現れる
に至つたものではないかといふふうに
私は考えるわけでありまふ。

ただその場合に日本でも幾つかの例
証があるわけですが、たとえば国家公
務員や地方公務員について争議権がな
いか、あるいは公共企業体関係の職
員などについて、公労法上争議権がな
いかといふような問題があります。し
かしこの場合には、政府が、たとへば
人事院の勧告をもつてある程度普通の
給与ベースを維持させるように努力を
するといふような制度として人事院勧
告の制度を設けたといふことをもつて
答弁しておられたようでありまふ
し、それから公労法の場合でも、調停
あるいは仲裁制度といふものを完全に
実施して行くといふことによつて、基
本権であるところの争議権を制約して
も、決してこれは目的たるところの勞
働者の生存目的といふものをそこなう
ものではないのだ、こゝういふような説
明で今言つたような制約が加えられた
ように思ふのであります。ところが、
その実施の成績については、私たち見
ていて、かなり疑いがあるわけであ
ります。これは私この間ちよつと新聞を
読んでおりましたところ、たしか労働
大臣の御答弁では、九回今まで裁定
をやつたうち、五回は完全即時に実施
をし、それから二回については一部実
施をし、あとの二回については遅れて
実施をしたといふふうに言われてお
つたように思ふのですが、私その後これ
を調べてみたと思つておりますが、
まだ完全には調べておりません。ただ
国鉄の場合で私が記憶しております場
合が三回はかりあるわけでありまふ。
第一回目の裁定は、ともかくもあの有
名な訴訟事件になつたように、四十五
億の裁定が結局十五億という形にお
ちつてしまつたといふような形で、裁

定は行われなかつたといつてさしつか
へないかと思ひます。それから二回目
の裁定、あれは仲裁裁定の第三号であ
つたかと記憶するのですが、裁定が二
月か三月ごろに下つて、それから十二
月ごろ実施されたように私は記憶して
おります。その間にやはり実施をしな
いからといふことで、賜暇闘争とい
うようなことをやつたり、それからす
わり込みをやつたりしていたといふや
うな実例を見なければならぬと、
ま／＼行かないといふ形になりますと、
何かかえりかたで、やはり実力行使
の形が生れて来るといふことになるの
でありまふ。裁定といふものは、行わ
れなければ何にもならないといふこと
になるのではないだろうかと思ふので
あります。第三回目の問題につきま
しては、大体昨年のことで、これは実施
になつたようですが、確かに時期を相
当に遅らせておつた。そのために、ま
た何か額のことについて、昨年の暮れ
にあのすわり込みやなんかが行われ
たり、賜暇闘争なんかが行われたり
して、その結果として三人ばかり国鉄
の組合の幹部の人が解雇されたのを私
記憶しておりますが、この点あまり正
確ではありません。少し話が横にそれ
たようでありまふが、私の記憶ではそ
ういふような気がするわけでありま
す。ところで人事院勧告制度や仲裁裁
定制度といふものは、今言つたように、
実施がなか／＼困難でありますし、実
施されることについての保障といふもの
が、必ずしもあるといふことは言ひ得
ないわけでありまふ。従つてこゝうい
ふような代替制度をもつて争議権にか
えらうといふのは、よほど何か争議とい
ふものに問題があるといふことになつて

初めて起り得る問題ではないだろうか
というふうに考えます。

それから次の点で、それでは争議権
というものを対しては、まったく制約
なしに、かつてこれを行つて、どん
なことをやつてもいいのかわかりや
うなことを私は申し上げておきたい
わけですね。ここで争議権の禁止をす
べき一つの大きな原則があると思
う。これは立法的にどうかというこ
とは、一応問題でありますけれども
も、それはつまり争議権の行使によつ
て人の生命を直接に奪うとか、健康に
はなはだしい損害を与えるようなこ
とが、目前の、現実の危険として出る
というふうな争議は禁止されてもしか
るべきではないだろうかというふうに
私は考えるわけでありまして、ところが、
実際保安委員の引揚げというふうな場
合でも、別に鉱山の中にだれかがお
りてゐるのに、たとえばポンプが上つ
てしまふとか、それから扇風機をまわ
す役がとめてしまふというふうなこ
とが起つていいとは思いませんし、ま
た組合の人がそんなことを起すとは私
は想像していません。しかしこうい
うことがありますから、労働法の三十
六条で、人命の保安のために必要な施
設の停廃をしないといふことを
定めておいてあります。もつと
も、この三十六条の解釈論については、
これを経営者の財産の施設にまで拡大
しようという考え方が一時出たことは
あります。しかし一般学会やなんかで
は、全然その点は問題でなかつたと思
いますし、行政解釈としては、労働
法の三十六条は、大抵人命の保全の
ための規定だといふことが、今日では
定説になつてゐるのではないかと

思う。そうして見ますと、今言つたよ
うな場合を除けば、原則として争議権
を制約すべきものはないのだ。

それでは、公共の福祉といふものは
基本的な権利と全然何らかのかわりがな
いかといふと、それは言ひ切れないと
思います。今言つたように、公共の福
祉といふものは、漠然たる言葉として
使うのでなく、具体的にその場合の
問題を分析して行つて、押し詰めて、押
し詰めて行つたときに、やはりわれわ
れの合理的な考え方でもどうしても納得
のできないという場合にぶつつかつた
ときに、そこに公共の福祉といふもの
がどうやら考えられるときがあるのだ
はないだろうか。そこで、この公共の福
祉といふものは、決して立法によつて
一般的にこれを適用して定めるべきで
はなくして、個別的な問題の判定にあ
つて用いられる一つの概念になるの
ではないだろうかといふふうに私は考
える。ですから、個々の争議行為の合
法性、違法性をきめる場合に、こうい
う考え方がある程度言つたように押
し詰められて来て問題になつて来ると
いふのであれば、私は当然これは考え
ることができると思ひますけれども、
全般的に法律的な規定の中で、公共の
福祉を理由に争議権を全般的に禁止し
てしまふ、そういうふうな理論はと
うて考えられないといふふうに思ひ
ます。もしそういう考え方、私
の考えたのと反対のような考え方が正
しいといふならば、やはり規定の上で
も、憲法二十九条のように、何らか公
共の福祉のために法律をもつてこの争
議権、団体行動権等は制約できるのだ
という規定を置かなければならなかつ
たはずであります。それを置いていな

いといふこの法律の規定から考えて
も、やはり私が今考へたような考え方
が適当でないかと思ひます。

これは、よく一般に言われることで
ありますけれども、たとえば民法なん
かでも、公序良俗といふような言葉が
あります。その他信義則といふような
言葉も民法の一条にあります。この信
義則とか公序良俗とかいふ言葉は、よ
く世界の学者も言つてゐるわけであ
るが、白地規定だとか、一般的条項だ
とか呼んでおられます。この一般的条項
といふものを、何らかの条項の内容につ
いてのこまかい分析検討なしに使うと
いうことは、こういう一般条項の軟
化現象だといふふうに批評してゐるわ
けです。この一般的条項の軟化条項を
濫用するといふことが一つの法律全体
を軟化させて行くことは、やはり立憲
制の建前から言つて非常に大きな問題
ではなからうか。立憲制の建前から言
へば、なるべく一般条項といふものは
そういうふうな大きな形で使うべき
ものではなしに、個々の行為の判定の
基準として押し詰められて、初めて用
いられる理由があるのではなからうか
といふふうに考えるのであります。そ
の意味におきまして、争議権と公共の福
祉を一般論として制限する理論は、私
は適当でないといふふうに考えるので
あります。これは一般論にだけ即し
ていたとてありますけれども、出さ
れまして問題が一般論になつておきま
すので、その答えがそうなつたかと思
ひますが、お許しを得たいと思ひま
す。

次に、第二の問題として争議権の性
格の問題があります。有泉教授のお
考えと多少重複するかもしれません
が、私の考え方としては、むしろ争議
権といふものを、歴史的に発達したも
のとして考へて行つたらどうかとい
ふふうに思ひます。昔は、争議
行為といふものは、法律で全般的に、
いつでも禁止されてゐたものでありま
す。法律がない場合には、行政権力あ
るいは裁判所の司法といふような方面
の判例によつて、これを押さへていた
といふようなことがあつたわけであ
ります。ところで、こういうような禁
止する一番最初の転化の仕方は何であ
つたかといふと、争議権そのものが労働
条件の維持改善のための職場放棄で
ある場合には、これは合法である。た
だ争議の仕方あるいは目的といふもの
に一定の制約があるといふ形で、争議
の目的と手段といふ側から、職場放棄
といふ考え方を狭めて行く考え方が一
時行われた場合があらう。その次の
段階では、憲法などに争議権の保障の
ない時代、たとえば英国でもそうであ
りました。アメリカなんかでも、判
例の上などで次のような考え方が出て
来たわけですね。争議といふのは何か
といふと、さつき有泉教授の言われたよ
うに、これは労働条件についての取引
交渉力なんです。氣に入らない労働
条件では働かないといふことを意味す
るのだ。そこでそういう考え方がなり
ますから、諸外国では、たとえばフラ
ンスなんかでもそうですが、争議とい
ふものは、一種の退職の自由といふ考
え方から類推して争議権がある、争議
の自由があるといふ説明をするわけ
です。つまり、争議といふのは何かとい
ふと、いやな仕事をやらぬ、自由と
いふか、一種の退職の自由だ、こうい
ふような形になる。そのときにおいて

は、退職をするのだから、ちよいと首
切るときには予告をするように、争議を
やるときには予告をしなさいといふことが、
一時諸外国などで行われた時代がある
わけですね。しかし、ともかくもそうい
う理論によつて職場放棄といふことだ
けは、悪いことじやない。職場放棄を
やつちやいかにぬといふことは、いやで
も働けといふことで、結局微命令や何
かと同じ性質のものになつてしまふの
ではないか、こういうことがアメリカ
なんかでも考えられた議論でありま
す。そういう形でもつて、團結による
団体交渉力といふものの力を保持し
て、相手方と労働条件の取引をやらせ
るといふところに、一番最初の意味の
争議権といふような考え方が成立をし
たといふふうに考えられるわけですね。
ところが、実際に争議といふものは、
単に退職をするだけの問題じやない、
実は職場を去らなければいけません。続
いて職場にいたけれども、労働条件が
氣に入らないから、これを改めてくれ
といふのが、普通の形になるわけ
です。

そこで、考え方としては、争議行為
といふのは、単に退職の自由だけの問題
ではなく、仕事をやらぬといふこと
にプラス何かがあるのだ。このプラス
何かがあるかといふことが一番問
題になつたのは、ビケットの正当性とい
ふことで、職場をやめるのならば、ビ
ケットを張る理由がないわけですね。や
めるのではなくて、職場に残つていた
いから、そこでストライキ破りを防ぐ
といふことが問題になるわけですね。ビ
ケット権といふことの正当性、ビケット
行為の正当性といふものは、職場放棄
の正当性が保障された次の段階として

やかましい問題になります。世界各國の大体の趨勢からいいますと、職場放棄の合法性というものは認められ、ビケット権についての行使の仕方という点については意見がわかれる。これが現在の段階ではないかというふうに考えるわけでありま。

ストライキ権というのは、今言つたような形で出て来ておりますが、ところで現在出ています具体的な問題に入つてみますと、電源職場においての職場放棄とか、あるいは保安要員の職場放棄とかという問題は、すべて職場放棄という一番最初のストライキ権の考え方にぶつかつて来ておる問題なのであります。そこでそういう一番初歩的なストライキ権というものを制約する何か強い理由が他面にあるかという点になります。これはどうも考えられないのじやないか。ことに今度の規定の、たとえば炭労の場合なんかの争議について考えてみますと、鉱山における人に対する危害の防止のためというなら考えられますが、これは労働法の三十六条において、この点について問題があるわけでありま。それから鉱物資源の滅失及び重大な損壊、鉱山の重要施設の荒廃というようなことは、大体鉱山保安法で問題にしているわけでありま。ところが鉱山保安法で問題にしておるのは、鉱業権者に保安の義務を課しておるわけでありま。ですから保安義務は鉱業権者が持つておるので、労働者の正常な雇用関係が継続しているときに、この経営者の保安上の命令というものが、先ほど有泉教授の読まれたような鉱山保安規則に基いてなされたとき、労働者がこれに従わないときに問題になり得るので

第一類第十五号(附属の一) 労働委員会公聴会議録第二号 昭和二十八年七月六日

はないか。正常なる雇用関係がくずれ、つまり労働力というものを二応組合の手に全部握つたというふうな段階が現れたときに、なおかつ握つた労働者に対して使用者側がみずからその保安の責任を負うのではなくして、組合側に対して保安の命令を出すことができるかどうかという点になります。これは非常に大きな疑いがあるといわなければならぬと思ふ。よくこの場合に、そんなことを言つたつて、山が破裂してしまふじやないか、あるいは山が水没してしまふじやないかということが言われるのであります。この考え方は、現在水がどん／＼入つて来る、あるいは爆発するといふような過程になれば、労働者が保安を放棄するといふことをやつたときには、それは個々の、個別的の問題として問題になり得るかも知れません。しかしこの法律で考へておるのは、そういうことではなくして、ストライキのときに一定の施設を施して、つまり数日間は大丈夫という態勢で外へ出て、保安の義務に反するといふような形になるわけですから、その点やはり問題があるのではないだろうかと思へるわけでありま。

さらに職場放棄は、今言つたような場合のほか、あつたために禁ぜられるかといふと、鉱害の問題があります。鉱害の問題につきましては、今まで現実に鉱害の第三者にいろいろな争議行為の結果、迷惑を及ぼしたといふような事態がありま。で、これは大して問題にならないかと思ふのであります。実際起れば大きな問題になります。現実の問題として

は、まだ起きていないといふふうに考へられます。鉱山の重要な施設の荒廃といふことは、実は今言つたように、この規定によつて取上げられた一番中心の目的になるように思ふ。もしこれが中心の目的になるのだとしますと、これと第一の關係がどうなるかという問題が若干気になるわけでありま。この第一の條では、石炭鉱業の特殊性とか、国民経済及び国民の日常生活に關する重要性といふこと、今言つたような問題と結びつけておるわけでありま。ところが、この規定の結果として見ますと、どんな小さな山でも、やはりこの規定が適用になります。それと、これが別に国民の日常生活に対して關係がなくても、なおかつ、この規定によつて問題を起し得ることになります。従来緊急調整などの考え方も、もう一歩さらにこれは踏み込んで、はつきりと経営者の財産を守る義務といふものが労働者側についていたといふことが、この規定の考え方になるのではないかと思ふ。そういう考え方は、いまだかつて労働法規の中では一般的の問題としてはなかつた。さつき言ひました労働法の三十六条の場合でも、これは人命の安全といふものにかかわらして、初めて理由がある。それから緊急調整の場合でも、国民経済に対して重要な關係があるといつても、あつた場合には全面的禁止ではなくて、やはり一定の期間を置いて争議行為を停止して、調停に委任する争議権は全面的になくしたいといふ建前では置かれていないわけでありま。こゝろから考へますと、今度の法案では、経営者の財産を守るといふ

点でもつて、かなりはつきりした考へ方が出て来ているのではないかというふうに思ふのであります。そういうふうな場合に、なおかつこれに対して反面から、たとえば使用者側の争議行為の方法について何らかの規制を加えとか、使用者側の財産管理に対して何らかの負担をかけるかといふ考へ方が、今度の法律には少しも出ていない。従つて、交渉力がなくなつて、しかもなおかつそれにかゝる何らかの措置が講ぜられないといふ意味では、一つの労働者の間のバランスといふものが、この法律によつて大きく欠けたといふことが言えるのではないかといふふうに思ふのであります。

(委員長退席、熊本委員長代理着席)
大抵の手えられました時間多かりましたので、こまかな点についての議論もあるかと存じますが、有泉教授が先ほど述べられましたので、省略して、私の公述をこれで終つておきたいと思ひます。

熊本委員長代理 次は、藤林公述人から御意見を述べ願ひます。時間の關係もございまして、公述人にはまことに恐縮でございますが、二十分程度でひとつお願いをいたします。藤林公述人。

藤林公述人 結論から先に申し上げますが、私は、このスト規制法案に対しては、賛成をいたしかねるという意見を申し上げたいと存じます。すでに昨日新聞で拝見をいたしました。いろいろな方の御意見があつたようでございますが、できるだけ重複をしない範囲で、私の意見を申し上げたいと存じます。

私が反対をいたします理由は、一つは、実は労働関係は、労働の良識のある状態を前提にして、好ましい慣行が打立てられて行くといふことを、私たちは最もいいことと考へざるを得ないのではないかと思つておるのでござい

ます。その意味におきましては、今日のわが国の労働関係は、まだこのような、私などの理想的なものと申しますか、実現される好ましい状態といふものから見ると、幾らかの隔たりのあることを、私といへども認めざるを得ないのでございまして。しかし、だん／＼労働関係の実態をながめておりますと、私のような、ものの考え方、期待、希望は、漸次いれられて行くのではないだろうか。従つて、若干労働組合の行動その他に行き過ぎがあり、従つて、はなはだ遺憾千万だと思はれるような状態があらましても、そのうちには、わが国の労働関係の中で、かくのごとき状態も漸次改められて行くだろう、こゝろ希望は十分つきまざるのではないかと、私の考へる第一の点でございまして。従ひまして、こゝろいうような見方がもし成立するものといひますと、こゝでスト規制法案によつて、労働組合の争議行為の一部分を規制するといふことは、むしろ避けるべきであると思ふを得ない。

具体的問題としては、これは炭労の保安要員の引揚げ、それから電産労働組合の停電、電源その他正常な状態における電気供給状態の停電といふようなことを阻止するものであります。炭労の問題については、実は昨年の経験から申しましても、保安要員の引揚げに先だつて緊急調整の発動を見

たわけにございまして。従つてわれ／＼

はまだこれを経験してはいないわけでございますし、またあの際には、ああいう手を打つことによつて、一応この緊急事態をわれ／＼は避けることができたわけでありまして、もちろん保安委員の引揚げは、ああいう全般的な問題として取上げられないで、個々の山において、個々の山に発生した争議の場合に起きる可能性は十分あると思ひますが、しかしあの際に、経営者の何人かの方もそうおつしやつた記憶を、私も持つておりますが、炭鉱の坑夫諸君は、ことに大手筋炭鉱の場合においては、すでに二代、三代にわたつて穴の中で働いて来たという坑夫もかなり多いのであつて、それらの人々が、自分で働き場をことさらに痛めつけ荒廃に陥せしめるというふうなことを、あえてするはずがないではないか、

〔熊本委員長代理退席、委員長着席〕

事実問題としては、かくのごときことをほとんど予想し得ないのではないかと云ふようなことを、経営者の方々さえも言つておられる人があつたくらいであります。しかし一般世の中にとつて見ると、戦術的な態度といたしましては、かくのごときことが現われるというところが、はなはだ好ましくないといふふうにも考えられますが、その際には、われ／＼いふところなければ、やはり緊急調整の発動によつて、緊急事態の回避はできるのではないかと云ふように考えます。

また電気事業の場合について申し上げれば、最初私が申し上げたように、率直に申しまして、昨年の秋季労働交渉の結果は、組合は、調停法案を若干下まわるような、状態の問題を解決せざるを得なかつた。組合にとつては、何のためにストをやつたんだというふうな結果がそこに現われて出ておる。のみならず、この争議の結果は、東電労組という従来からあつた別の組合を除きまして、他は全国一本単一の産業別組織でありましたが、この組織には、すでに大きな亀裂が生じており、従つて今日の状態についていへば、昨年の秋季労働交渉に立ち上つた電産と今日の電産の労働組合の実態は、その間になら大きな開きがあるわけでありまして、率直に言つて、絶評の指示、電産労働組合の意図のいかんを問はず、私は本年、昨年のような争議が再び繰返されるかどうかといふことについては、若干の疑念なきを得ないのでございます。言いかえすと、昨年の争議の結果は、かなり大きな痛手をこうむつております。従来のような争議を、そのまま子供のようには繰返すような幼稚なことは、私はしないだらうと思ふ。また事実半ば以上でできないだらうと私は考える。いわば電産労働組合は、実体的には、昨年に比べてかなり弱いものになつておるというのが、事実でなからうか。こういう労働組合に対して、掛声はなるほどいつ、いかなる場合においても、日本の労働組合は強いことを申します。しかしそれは多くの場合には、ただのかげひきであり、ただの掛声であるかもしれない。こういう声に対して、スト規制法案を通さなければならぬといふことは、客観的に見ると、私から言つて、きわめてむごいしうちのうに感ぜられてならないのであります。すでに相当弱まつておる労働組合を、さらにこの法案によつて追討をかけ

るようなことは、将来のわが国における好ましい労働関係の樹立の方向から申しますと、まさに大きな汚点をここに残すのではなからうか。だれしも、法律をもつて事態を改めて行くというよりは、民主主義的な労使関係の実態そのものの中から、好ましい状態の生れて来ることを期待する方が、はるかにまさつておることは、ここにある言葉に要しないと思ひるのでございます。

さらに私はここではまだ解せないのは、ここに労政局長もお見えになつていらつしやるようでございますが、先ごろ統一労働協約の問題について電産がスト予告を出しました。この電産のスト予告に対して、労政局長をもつてお出しになりました通告によりまして、いわゆる停電、電源ストその他電気の正常な供給の停廃を生ぜしめることが争議行為の方法は、電気事業の性格並びに争議権と公共の福祉との調和をはかることの緊要性にかんがみ、社会通念上どういふ許されざるものであるという通告をなすつていらつしやるのであります。私はこのような通告が労働省から出されることについては、もとより現行法上の根拠があるものと考へざるを得ない。単なる道徳的な戒告といふのは、少しきよ過ぎようし過ぎているように感じます。はたして現行法上においても、電産のかくのごときスト行為が違法であるといふならば、私は何を好んでスト規制法案を出す理由があるかといふようにいわざるを得ない。すでに現行法があるならば、むしろ私は、よかれあしかれ現行法を厳密に適用するといふことが、われ／＼法治国の国民の常識として、当然あつてしかるべきだと実は思

て、当然あつてしかるべきだと実は思ふのであります。はたして現行法が悪いか悪くないかというふうな議論は、これを法改正の問題として国会でお取上げになるならば別問題でありますが、現にある以上、悪かろうが何であらうが、一応これを厳密に守るといふ趣旨には、当然われ／＼は従わなければならぬ。従つて、現行法上違法であるといふならば、現行法に照してそのスト行為の違法性を追究されてしめるべきだと私は思ふのであります。従ひまして、かくのごときであるならば、いまさらスト規制法案をつくる理由はないではないかといふようにも申さなければならぬと思ひます。

まだ申し上げることはいろいろあると思ひますが、私は最後に、これはかつて、前国会においてこの法案が提出されました前に、労働省で公職会が開かれました際に私が申し述べた意見でございますが、この法案には罰則規定がない。しかし、これ／＼しか／＼の行為は違法であるといふことを明示してあります。それでは違法な行為が発生したらどうなるのだといふことであります。私は、私はこの際には違法な行為は労働組合法の保護を受けないということになりますから、従つて雇い主は、かくのごとき行為をあえてし、またこれを示唆し、指導した労働組合幹部が、この法律の違法性に従つて、おそらくは解雇されるのではなからうか。それではこの場合には、この法律に基いたかのごとき違法行為をする者は、経営者としては、これをその経営の中に置いておくわけには行かないといふことで解雇されますから、おそらく不当労働行為はここに成立する余地がないといふことになる。現に幹部諸君は、かつて共産党の諸君がレット・パージで追い出されたと同じように、この法律によつて追い出されるというの、この法律が持つ一つの効果ではなからうかといふような推測を私としてはせざるを得ない。従つてこれはレット・パージではないかもしれないが、桃色パージといふような役割をこの法律が演ずることが、一つのねらいであるのじやなからうか。かくのごとき事実が、このようになつて推し進められるということになりまして、今日わが国の労働組合は、たとへば近く絶評の大会が開かれる、あるいは今までに個々の単産の大会が開かれておりますが、これらのものを見ておられますと、そこである／＼非常に高度の政治論などが行われたり、非常に強気の議論などが行われたりなどしております。しかしこれは労働組合のまだきわめて至らない、むしろ幼稚な状態の一つの現われであると思つておる。そう言つて、組合の諸君からしめられるかもしれない、組合の諸君は、ほんとうに日本の労働組合が実力を持つておるならば、かくのごとき大会の状態などは、私はとつ／＼昔に改められておるのではなからうかと思つておる。にもかかわらず、今日かくのごとき状態がなお存在することは、実はある意味において、労働組合がほんとうの力を持つていないことの証拠ではなからうかといふように思ふ。その意味において私は、それほど労働組合に実力があるとは思つていないのであります。かくのごとき今日の労働組合の状態は、なるほど表向きは強いことを言い、大げさなこと

を言い、何か世の中を脅かしておるかのとき印象を与えておることは事実でございますが、実体そのものは、昨年の電産の場合のごとき、あのような長期の争議をあえて行いますと、組合が二つに割れたりするときは、とりもなおさず組合がそんなに力を持つていないというところの何よりの証拠であります。

かくのごときわが国の労働組合に対して、こういうスト規制法案をつくることによつてますます追討をかけるといふことは、今後のわが国の労働組合の順調な発展を、ここにおいて阻止してしまふことになる。なるほどこのような状態の中には、行き過ぎがあつたり、至らない事態が発生したりしたことは事実であります。私のことも、電産の調停にも参画をしたことがございまして、問題は、こういう法律によつて電産のスト規制を行うところの問題があるのではなくて、私などから言つて、中央労働委員会の調停でございまして、調停案の提示によつて、労働組合がもう少しおとなになつて、ああいう争議行為をやらなくても問題が治まるというところに、実はなつてもらいたいと思つております。また先ほど申したような電産の状態では、だん／＼そのような状態になるだらうと思つておるのであります。だから、いまさらこういふような法律をもつて追討をかけねばならない法律ではないかというように考えます。

ういうスト規制法案をつくるぐらゐなら、電産や炭労の場合に限らず、この際労働法の規定の中で、労使双方の一方が、緊急事態に对应して仲裁の申請をするという道を開いて——労使双方で申請をしるという道、これは実現不可能でございますが、労働組合側ないし経営者側に、一方的な申請を中央労働委員会に出さしめる。中央労働委員会は、総会においてこれを論議する。しかしこの申請を受理するかどうかは、公益委員だけにおいてこれを決定するといふような道を開いておくことが、こういう事態に、場合によつて対応し得る道ではなからうかというふうにして思つております。昨年の緊急調整の発動に際しまして、率直に申し上げますと、労働組合側は非常にいきり立つて、自分たちの争議を敢行しておる状態を、法律によつて介入して、これをさしとめをするとは何事だといふような言い方をされた。しかし私は、実体的には昨年の緊急調整のごときは、明らかに組合を救つておると考えておる。そして組合を弾圧してないと思つておるものであります。そういう意味におきまして、労働組合は表面きはない／＼いろいろなことを言ひますけれども、しかし実体的には、先ほど申しましたように、弱い面もあるもので、やはりこれらの面を、どこかで息抜きのできるような状態をつくる方が、私はむしろ賢明ではなからうかというふうに思つております。但し、その場合でも、いたずらに濫用にならぬようにこれを運営しなければならぬのでありまして、先ほど申しましたような、私の一つの思ひつきでございまして、仲裁によつて問題が治まるような道を開いておいた方が、はるかに賢明ではなからうかというふうに考えております。

私の考え方は、若干粗雑でございますが、他の人々の意見と重複を避けまして、私の申し述べたいところだけを申し上げた次第であります。

○赤松委員長 それでは公述人各位に對する質疑を許します。高橋順一君。

○高橋(順一)委員 有泉教授に……。先ほどのお話の中に、今、当委員会審議中の、簡単に申しましてスト規制法、この法案の規定しておることは、これが実施されれば、争議行為の場合において生きて来るといわれる旧公益事業令あるいは鉱山保安法等の罰則規定と範囲が違ひ。従つてその場合に旧公益事業令でありまして、第八十三条、第八十五条、鉱山保安法であります。第五十六条等の規定がいかにも拡張されて来る心配があるといふような御趣旨でございまして、私はそれは考慮しないので、刑罰法規の適用に關する限り、今スト規制法案がどんな範囲の広いことを規定しようとも、その行為が罰則規定に存在しない限り、何らの弊害は起らないんだ。ただ、無意味であるといふことはいへますけれども、基礎となる罰則規定は、これはどこまでも刑罰法令の解釈が厳格でなければならぬといふあの刑法の原則に基いて、どこまでも厳格に解釈されて行かなければならぬ。そういうことになれば、無意味なものではあるかもしれませんけれども、弊害は生れないんだ。こういうふうに考えるわけですが、その点についてのお考えをお伺ひいたしたい。

○有泉公述人 時間があまりなかつたもので、少し急ぎましたのですが、旧公益事業令の八十五条というのが、はたして争議行為に適用があるのかどうかという点に、すでに疑問があると思う。それから先ほど申しましたが、鉱山保安法の五十六条五号も、はたしてその保安規則の方の四十一條三項との関係で、これらの争議行為に適用があるかどうかという点に疑問があるといふところへ持つて来て、こういう法律がつくられると、そうすると今度はこれに適用があるのだといふふうには解釈されることになりはしないか。ところが、それがはつきり言つてないのが、まあ奥歯にものがはさまつたような規定の仕方だと思ふ、こういうふうな趣旨で申し上げたのです。なおこの法案の方が少し幅を広くしてある。それでその広い部分は、争議行為としての労働法上の保護がはずれた場合、公益事業令や保安規則や何かで処罰される以上は処罰される心配はない。その点はお説の通りで考えております。そうだと思ひますが、しかし全然むだでなく、先ほど藤林さんと言われたように、これは損害賠償とか解雇の理由とかにはやはり使われる、そういう意味は持つと思ひます。そしてそれがこつちよりも広くなつていくといふことを注意的に述べたのであります。

○高橋(順一)委員 御趣旨はわかりました。問題は、現行の關係刑罰法規は、どこまでも厳格に解釈運用しなければならぬので、今の審議中の法案が、かりに法律になつても、この法律があるがゆゑに拡張解釈、運用は絶対に許さぬという立場は、はつきりと守らなければならぬといふことは、これは申し上げるまでもないと思ふのであります。ただ今後注意しなければならぬことは、現行の刑罰法規よりも範囲の広いものを規定しておいて、今後このスト刑罰法規を拡張して制定して行くといふことをよほど注意しなければならぬ、こういう問題が一つ私どもとしてはあると考えるのであります。そこでなおお尋ねいたしたいのは、これはどなたでもいいのですが、先生に質問をいたしましたから、お答えを願ひたいと思ひます。労働組合法第一條第二項の制定されておるところの根拠といひますか、この中でも特に但書である「暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない」といふこととが、それから「正当なものについて」と云々と規定してゐるのです。不正なものについては、これは刑法第三十五條の規定は適用しない。この点から見ますと労働組合法は不正な行為、不正なる団体行動は、これは禁止してゐるわけですか。この禁止は一体合意性があるとお考えであるか、そうでないといふふうにお考えになるか、その点をお伺ひいたします。

○有泉公述人 労働組合法一條の二項は、正当なものについてだけ刑法の三十五條を適用してゐる。それから不正なものも禁止してゐると言われるのですが、労働組合法は別に禁止してゐない。正当なものには三十五條の適用を認める。これは普通の場合ならば違法になるかもしれない行為を、違法でなくする。普通の場合に、この一般市民法の關係で違法であれば違法になるだけでして、これは憲法に何も矛盾するところのない規定だと思ひます。

○高橋(補)委員 私がお尋ねしましたのは、この労働組合法第一条第二項と、刑法第三十五条に關係した点なんですね。いわゆる業務行為として違法性を阻却するかどうかという問題について規定しているわけなんです。だから、正当な労働組合の団体行動は違法性を阻却するけれども、そうでないというところは、不正な団体行動は、これは刑法第三十五条の違法性阻却の理由にならない、こういうわけなんです。そういたしますと、この底に隠れた精神というのは、労働組合の団体行動の中に、不正なものがあるというところを考へておるわけじゃないか、こう思うのです。わけでもない但書のところ、暴力の行為はこれは不正な行為である、こういうふうな定めておるのです。なおつけ加えますと、労働關係調整法は第三十六条で、これは先ほども引用されましたが、安全保持に關しての規定として、これは争議行為としてでもなすことはできない、こういうふうな規定しておるところを見ますと、争議行為は手放しに許すのではないので、そこに正しいものと、正しくないものととの境界があるんだ、その境界をこの労働組合法あるいは労働關係調整法は定めておると思うのです。こういうことを定めることは、一体先生の憲法の解釈上正しいことであるかどうか、もう一度その点をお伺いいたしたいのです。

○有泉公述人 結論を言いますと、憲法に別に触れるものではないと思ひます。まあ、話の中でも例を引きました、隣同士で、隣の店先でこつちが何かじやまになるようなブラカードや何かをやりますと、業務妨害として刑事

上あるいは民事上の違法の行為になるでしょう。そういうものが労働争議として行われて、しかもそれが正当だと判断された場合には、三十五条によつて違法性が阻却されるということですから、もしそれが、かりに労働組合がそういうブラカードをやつたとして、それが正当なものでないということになりますと、普通の隣同士、普通の市民相互の關係を律する法律で律せられるのであります。元へもどるだけのことでありまして、それが別に憲法二十八条の精神に反するとかいう問題には起きないと思ひます。

○高橋(補)委員 労働組合法第一条第二項の正当な争議行為、不正な争議行為というこの境界は、一体何を標準にして定めるべきか、先生のお考えを伺いたしたいと思います。労働組合法第一条第二項の解釈のことなんです。○有泉公述人 先ほど野村先生のお話の中にも出たのですが「正当な」というようなのは、いわゆる白地規定であります。先ほど野村先生が引かれたように、民法九十条というの「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」と規定をしてあります。それはどういふことだといふと、學者も一口に言えないですね。そこで判例に現れる、めかけと手を切る契約とか、今度はばくちに金を貸す契約とかさういふものは、一々これに入るだろうか、これはこれに入るだろうか、こういうふうに入具体的にきめるほかないのであります。それはうまい基準というものが無いのですから、こういうふうな白地規定を書かざるを得なかつたのではないかと思ひます。

○高橋(補)委員 そういうふうです。それから、非常に漠然としたものです。ですから、そこで但書の方で、暴力行為はいかぬ——これは一つの例をあげて、その境界を定めたもののように思へるのです。それから労働關係調整法第三十六条も、やはり争議行為としてはいかぬ。これも一つの例をあげて正当、不正の境界をはつきりさせているものだ、こういうふうな考へるのですが、先生はさうにお考えであるかどうか、お伺いいたします。

それからこれと同じような考へ方で、ほかに、たとえば船員法第三十条のごときも、やはり同じような争議行為としては行つてはならぬと規定してあります。それから、社会一般の通念といふますか、あるいは憲法のいわゆる公共の福祉といふものを、関連つてはいかぬですけれども、はつきりと判断をして、國家がそこに同じようなものをつけ加えて、その境界を個別的、具体的に明らかにして行くという行き方は、根本的に間違ひであるかどうか、その点をひとつお伺いいたしたいと思ひます。

○有泉公述人 たとえば、今あげられた暴力の行使と、それから労働法第三十六条は、人命というようなことを問題にしてあります。だから、暴力の行使は人の身体を考へておると思ひます。生命の安全ということなら、人命ですが、こういうことは刑法で十分保護されていることは明らかです。刑法に規定がないにしても、自然法的な非常にはつきりした権利ですから、さういふものが向う側にあれば、そこで衝突すれば、これは公共の正当の範圍を出てしまふ、こういうことはわかるのです。ところが、公共の福祉といふのは、野村先生のお話にもあつたように、何か人によつてそれ／＼考へが違ふ。非常に漠然たるもので、公共の便宜といふようなところまで持つて行く人もある。そういう標準ではいかぬのではない。だから、向うにやはり基本的な権利、憲法で保障する非常にはつきりした権利があつて、それと衝突する。さうすれば、それは制限を受ける。それで先ほどの話では、これが明瞭に向うと衝突すれば、こつちが制限されるし、こつちの明瞭な本体、基本的な人権の本体に切り込まれるような行為ならば、これはさうしては困る、こういうわけ。それで中間の領域で初めて保障をやつて、まあ、これならばがまんするといふような問題が起るのではない、さういふふうな理解するのです。

○高橋(補)委員 今までお尋ねしたことを基礎にしてお尋ねするわけですが、私の知りたいのは、憲法二十八条の団体行動の権利である以上、一つの内容を持つていべきはずだと思ひます。ところが財産権のように、具体的にその権利の内容を、まだ実は日本の現行法律では示されていないと思ひます。団体行動権については、団結権とか団体交渉権といふことは比較的明瞭になつておりますけれども、その権利の内容を定めるときには、これはやはり権利である以上、はつきりした内容でなければならぬ。その内容を定めるには、財産権と同じように、公共の福祉に治うように定められなければならないと思ひます。いま一つは、今度は権利の内容とは別に、権利の濫用といふことがあるわけ。労働者の団体交渉権も、やはり公共の福祉に反しないようにそれ行使しなければならぬ。これは憲法上認めらるべきだ、こう思ひます。そこで、この労働組合法第一条第二項の規定、それから先ほど来お尋ねを申し上げましたような關係規定は、一体権利の内容に關する規定であるか、あるいは権利の行使に關する面を考へて規定しておるのか、そのどちらかじやないかと思ひますが、先生はその辺をどのように、お考えでありますか、お尋ねをいたしたいのであります。要するに、これは権利の内容に關するものか、あるいは権利の行使に關する面を見て規定しておるのか、それとも全然別なものであるか。

○有泉公述人 そのこれらといふのは……

○高橋(補)委員 それは労働組合法第一条第二項の規定、それから労働關係調整法の第三十六条、船員法——これは手元にありませんが、たしか三十条であつたと思ひますが、外国の港に碇泊しておる船舶の中において、こういうことは争議行為としてはできないという趣旨の規定、これらです。権利の内容に關するものか、あるいは権利の行使に關するものであるか、あるいはそれらと關係のない別な根拠に基くものか等についてのお考えをお伺いいたしたいのであります。

○有泉公述人 今、最後にあげられた、それが権利の内容か行使か、そのほか、こゝにいますと、一応今私の考へておるはそのほか、外からこつちの権利が行つてぶつかるものとして規定されている。こつちの権利の内容は入つて来ない、さういふふうな理

解するのです。それで団体交渉権の内容というのが、まだ非常に不明確だ、こういうふうには言われますが、それは考えによれば財産権でも同じじやないか。だから、所有者は所有物を自由に使用、収益、処分できる、こういうことであります。その使用、収益処分というのは権利の行使ですが、使用、収益、処分というのは、やはり漠然たる言葉で言っているもので、行動権について、やはりそういう内容を、具体的にではなく、入れにくいのじやないかというふうな考えであります。

○倉石委員 私ちよつと医者へ行つておりましたので、高橋君から御質疑があつたかと思ひますが、有泉先生に伺いをいたしたいと思ひのであります。

ただいまお話のありました二十八条と十二条及び十三条の、いわゆる公共の福祉、この公共の福祉というものをただ一般国民の便宜というように漠然と解釈してはならないので、そういうものが二十八条の労働基本権を侵害するやうなことをいけなくするものであります。十二条、十三条の公共の福祉というのは、われ／＼一般国民としては、どういふふうに理解したらよいか、ひとつ先生に教えていただきたいと思ひます。

○有泉公述人 どうも非常にむづかしい問題を質問されるので困りますが、この十二条と、それから基本的人権、それ／＼の各条との関係は、新聞によれば、きのう石井教授が何か触れて、十二条は精神規定といひますか、非常に強く基本的人権を保護するのだから、従つて、その行使は公共の福祉に適合するやうに行使して行く、こういうことを要求している、こういうふう

に解釈するのが東大の憲法を研究している人たちの通説だといつております。その中にこの二十八条が入るかどうか、ちよつと意見がわかれますけれども、十二条と基本的人権との関係は、大体さうだといふふうに私も思ひます。そこでその公共の福祉にいかなるものを入れるかといふことになる、これもまた一種の白地規定で、先ほどちよつとお立ちになつたあと、野村先生がその話をされたんですが、その簡単に言えないと思ひます。ただその核心は、目に見えて切迫した、何とかいう英語がありますが、現にある人の身体とか健康とか、そういうものが侵害される、そういう場合が中心になる。そういうものを侵害するやうに行使してはならない。非常に遠い、リモートな関係にあるものまでこの中に入れて来ますと、争議なんというものは、皆公共の福祉に抵触するといふやうなことになる、つゞつて、こういうふうな考えであります。

○倉石委員 私どもが、たとえば銀座の町を歩くと、四つかどは人間が非常に混雑しております。あの四つかどをつつ切つて向う側に渡るといふことは、われ／＼の自由なことであります。ところが、その自由をかつてに行使しておつたんでは、今度は反対の側から来る人が困るといふので、やはりわれ／＼の自由をそこで一応拘束するために、赤信号が出たときには、歩くことは自由だけれども、やはりストップしなければならぬ。私は、大勢の団体生活を営んで行くのでありますから、そういう団体生活の大勢の団体の利益は、少数の者の利益を犠牲にして、大勢の人の団体の行動を便宜なら

しめるといつたやうなことが、公共の福祉という觀念ではないかと思ひます。従つて、今先生のおつしやつたことは、炭労のストライキとか、電産のストライキといふことを全然頭に入れませんで、この憲法上の公共の福祉といふ建前を尊重するといふことは、私どもは日本人としての団体生活をして行く上においては、ぜひ守らなければならぬことなんです。これを守らないうといふことになつたならば、社会の秩序は混乱いたします。従つて、私はこの労働法を解釈する場合においても、やはり公共の福祉という概念、つまり十二条、十三条に生命、自由及び幸福を追求するの権利を国家は保障する、こゝ言つておるのであります。それに續いて「公共の福祉に反しない限り、」こゝなつておるのであります。従つて、やはり私はわれ／＼個人の自由、幸福を追求する権利は憲法で保障されておるのだが、それは強いわれ／＼の要求はないのであります。われ／＼は何よりも国民としての自由を追求する、自由を要求する、この自由をどこまでも守らなければならぬといふのが、私ども国会議員としての職責だと思ひます。その自由から、公共の福祉に反しない限りといふことであります。二十八条の労働基本権もやはり前提条件としては、公共の福祉に反しない限り、こゝ解釈するのが当然ではないか。先生は先ほど二十九条の所有権の制限には、特に公益優先のことをうたつておるからして、そういう精神であるならば、二十八条の基本権の制限にもそういうふうな書か

べきであるが、これが書いてないところを見ると、やはりこれは財産権

の制限とは違ひ、もつと強い意味を持つべきだといふお話が――失礼いたしました。野村先生でございましたか、両先生のうちのどちらから、そういうお話がございましたか、私は二十八条といふものは、十二条、十三条にいう、われ／＼の何よりも追求する自由

にすら、公共の福祉は優先すべきだといふふうな解釈するのが、日本の憲法の精神ではないか、こゝいうふうな思ひであります。御意見を承りたいと思ひます。

○有泉公述人 お答えいたしますが、憲法が保障している基本的な権利といふふうなもの、強さの問題だと思ひます。ですから、非常に強いものもあれば、非常に弱いものもある。そしてそれは文字にそう書いてあれば、一応われ／＼は法律の解釈としては、それに従つて行くよりほかはないのであります。たとえば二十八条では「公共の福祉に反しない限り」といふ言葉がちゃんと入つてゐる。これは居住、移転、職業選択の自由です。ところが、良心の自由、信教の自由、学問の自由といふものの中には、そういうものが入つてゐない。それで、これはぜひ厳格に保護しなければならぬ。個人の一人々々の人間の自由権なり基本的な権利を保護する、それを軽々に公共の福祉で抑えてはならないといふ精神が、まさに憲法第三章の精神ではないかと思ひます。ですから、たとえば公共の福祉という観点からいへば、疑いのあるやうな人間は、みんな牢屋へ入れた方が、残つた者には非常にありがたいことなかもしれませんが、その中に、かりに無辜の者があつてはいかぬといふことから、個人の非常な自

由を、公共の福祉では押し切れない基本的な自由を認めておる、そういうふうな考えです。そして戦後につくられた日本国憲法における労働者の基本権といふものは、そういうふうな非常に強く考えられたものでありますから、先ほど述べたやうな考え方になつたわけですね。見解の相違といへば、それまでかもわかりません。

○倉石委員 先生のお考えもよくわかりますが、私どもも実は二十八条の労働基本権にいうものは、労働政策上もろろ一番尊重しなければならぬといふ建前にはかわりはないのであります。これは非常に議論の多いところと思ひますが……

それでは先ほどお話の旧公益事業令八十五条、それから鉱山保安法、こゝいうもので、先ほどお示しのように、すでに電産でいへば、スイッチ・オフは当然禁ぜられておる。しかしこれらの法律の存在にもかかわらず、労働基本権といふものによる労働争議権は優先するのであるから、鉱山保安法とかなんとかいふものはその次に存在すべきものだ、こゝいつたやうなお話がございましたが、その点をひとつ法学者として、もう一べん御説明を願ひたいと思ひます。

○有泉公述人 少し古い話をしますと、旧公益事業令の前は、電気事業法だつたのですが、そのたしか三十三条でしたか、それにやはり電気をとめてはならぬといふ規定がある。労働組合法が初めてつくられたとき、末弘先生が御健在であつた時代、電産が争議をやつた。こゝいうときに、争議行為であれば三十三条の制約を受けないといふのは、その当時の学者も疑つてい

の規約によつて、ストライキはやらぬことにしてある。私は一昨年アメリカの電車のストライキを見ましたけれども、これなどは、やはり日本の類似の労働組合よりも、ほとんどストはできないだろうと思われような嚴重な規約をつくつてやつております。日本のような敗戦のどん底から立ち直つて行く今日の国情で、これは法律論は別といたしまして、われ／＼がこの法律を考へる場合の政治家としての腹をつくるために、現在行われておるような争議行為が行われることを、国民一般の利益を代表する議員としては、どのように考へたらよからうかということについての御意見を、私は藤林先生のお話を伺つておりませんでしたから、有泉先生及び野村先生から承りたいと存じます。

○赤松委員長 倉石君、先ほど、その問題じゃないけれども、たとえば仲裁制度等について藤林先生が触れられておりましたから、あとでちよつと見解をお聞きすることにしよう。

○野村公述人 西ドイツの例が出ましたが、西ドイツの場合には、他面経営参加行為について、共同決定法という手段が講ぜられて、それと多少見合つておる関係があるんじゃないかというふうには私は考へるのです。それ以上のことは、私は詳しく存じません。それからソビエトの場合には、私はロシア語は読めませんが、あまり詳しく自分では読めませんが、中国のもので若干私どもが推定できる範囲で読んだものを見ますと、やはりこれは経営参加というところを非常に強力に認めております。特に官公庁などの業務の場合に

は、ほとんど主体が労働者自身という関係ができて上つております。形式的には、管理権者と働く者と違つております。管理権者の方から賃金などについての決定方法としては、やはり賃金のわくを定めて、自分の賃金に対しての投票をやらせ、決定をやらせて、自分たちで決定して来た賃金に対して、上のわくからもう一度、これは適當であるとかないとかいうことを二度も三度も往復して、個別的に賃金決定のことが討議されるという形ができておる。もしも日本でもそういう意味で労働者が経営の中の管理権の一半を持つたということになる、これは若干問題が違つて来るんじゃないかと考へます。日本の場合には、まだ経営の管理ということが全然問題になつておりません。

そこで経営管理上の責任は経営者にある、それから労働権の保障はみづからやるとする建前が、やはり原則ではなからうかというふうにも考へております。

○有泉公述人 私はあまりつけ加へることはないので、民主主義というのが、そういう非常に手間のかかるやつかいなものなので、われ／＼はそういう民主主義の体制の中にあるのではないか、それぐらいのお答えでござい

ます。

○赤松委員長 藤林先生、何かございしたら……。

○藤林公述人 私そういう法律家でございせんから……。

○赤松委員長 倉石さんよろしうございせんか。

○赤松委員長 ええ。

○赤松委員長 多賀谷君。

○多賀谷委員 労働法第八条との関係

において、休電ストの場合についてお聞きしたいと思ひます。その前に、倉石委員から第十五国会における電気ガスの臨時措置法、公益事業令を適用する場合の委員会の模様のお話がございしましたが、私がその議事録を昨日読みましたところによりますと、公益事業令について、当時の局長の石原政府委員は常に次のように答えております。それは当時手続の方から、むしろこれによつて停電ストを禁止したらどうか、この臨時措置法で禁止できるものかどうかというような質問、むしろ禁止できるといふことを期待した質問がありました。その際には、この問題は政府内部でも現在意見が一致してない、違法であるといふことが判定した場合に限り、公益事業令が適用できるのです。こういう質問者に対して期待はずれの答弁をしておりましたが、その点は明瞭であると思ひます。そこで労働法第八条が特に公益事業として電気事業をあげておりますが、もし政府が今言つておる通りに、現在違法である、こういうことになりますと、停電ストを除いた電気事業のスト、たとえば事務ストその他のストが、はたして日常生活に影響があるかどうかどうも影響がないように感ぜられるのであります。それから、休電ストを除いた場合に、はたして日常生活に影響があり、公益事業としての価値がないかどうか、このことに対して労働法制定のときの気持はどういうようであつたか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○赤松委員長 多賀谷君、どなたに御質問ですか。

○多賀谷委員 有泉先生に……。

○赤松委員長 それでは有泉公述人、電気は必ず来る、電気をとめることができない、こういうことになれば、電気事業は労働法の八条の中に入れておく必要がないのではないかと御質問間かと思ひますが、そういうことになるのではないと思ひます。第八条制定のときの事情というのは、私はまだ労働法学会におけるわけ出しでしたので、その当時何もよく知りませんから、かえつて野村先生が御存じならお答えしていただきたいと思ひます。

○赤松委員長 それでは野村先生に……。

○野村公述人 その御質問の御趣旨は、私は、はき違えておるかもしれませんが、労働法第八条というのは、やはり電気事業を含ませることは明瞭でありますし、その電気事業についての争議行為というものは、第三十七条の規定に移つておるわけですから、当然電気事業における争議行為も、通常の形においてはやれるということが前提になつてきていたというふうな、当時から私は理解しておりました。しかし、別に当時の議事録などというものは、私は今引合ひに出して言うほどはつきり記憶しておりませんが、解釈としては、そういう解釈が大體定説であつたというふうには考へてよろしいと思ひます。

○多賀谷委員 政府は「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案」こういうので出しておる。そこで政府の考へ方をわれわれが臆測するならば、方法の規制ならば、争議行為を制限してもいいのだ、

こういう考へ方が流れておるよに感ぜられるわけでありま。そこで私たちは、たとえば予告をするとか、冷却期間を置く、こういうことならば方法の規制であり、そういう方法の規制ならば許される、かように考へておるわけでありま。ところが、現在すでに組合に事務関係も技術関係も含めておりますので、事務ストでも、ストライキといへば言えるわけですか。ところが、これは電気技術者が組合をつくつたと仮定しますと、全然争議行為が禁止されるわけでありま。このことに対して、この法律案は方法の規制であるかどうか、この点について野村先生にお尋ねいたします。

○野村公述人 この点につきまして、この前の国会のときに、私はやはり公述人としてお答え申し上げたことなんでありますから、繰返すことになるわけですが、私は単純な方法の規制でないという考へ方を持つております。それは今、電気産業、あるいは炭炭、ともに単一の産業別組合になつております関係上、すべてこれに包含してあります。もしこれがある程度の職業別組合に分割してありますと、その職業別組合の人々は、大體争議行為が全然できなくなるという形になるのではなからうかという考へ方を持つておる。しかるに、これはやはり一定の範囲においては争議権の制衡になつておるのではなからうか、かように考へます。争議権の制衡になつておることになりますと、単純な方法の規制でないということになりますから、やはり従来の行き方からすれば、何らかこれにかゝる方法というものを、同時に政府はいつも考へて来たわけであり

ます。ところが、今度の場合にその考慮がないというのは、これを単純な一つの組合のやり方の相違というふうな角度でお考えになつておられるからだと思いますが、私はその点では反対の考えを持つております。

○多賀谷委員 この法律案が、われわれから言へば不幸ですが、不幸にして通過したという前提に立つて、解釈論としてお尋ねしたいと思ひます。工員組合、職員組合があつて、職員組合にも相当技術者を加えて組織されている場合、工員組合がストをやつても、十分保安の維持はできるわけでありまして、その場合は職員組合に頼んで、職員組合が就業して、それに頼んで工員組合が争議行為に入つたと仮定をしますと、事件は実際には起らないのであります。ここにいろいろ書いておる事件は起らないのですが、やはり第三条違反になるかどうかということを、有泉先生にお伺いしたいと思ひます。

○有泉公述人 どうも仮定のお話なんです、そういう例を考へてもいいませんので、お答えしにくいのですが、文字上は、これ／＼と第三条にありますが、これを「生ずるものをしてはならない」とを「生ずるものをしてはならない」という書いてある。生ずるというプロバビリテイの問題に、解釈上なつて行くかと思ふのでありますが、確実にあつたと引渡して出て行く。そのとき、場合によれば、使用者側が自分がやるから何とか渡してくれ、こう言われて渡して出て行くといった場合、はたして第三条に違反することになるかどうか、どうもよくわかりませんけれども、相当のプロバビリテイを生ずるが、それが確実に生じないような処置が講ぜられておるとすれば、これはならないのじやないか。一応そう思ひますけれども、あまり確信はありません。

○多賀谷委員 刑事罰の場合は、検察庁が発動するので、比較的法は公正に行われると思ひますが、民事責任の場合で損害賠償の場合は、実際損害が起らなければならぬ問題になりませんか。何ですが、一番問題は解雇であらうと思ふ。この規定に違反したから解雇をするということの問題になると思ふのであります。労使双方の話し合いがつかないためにストに入つた。こういうふうな場合に、判定はだれがするのかというところが非常に問題になる。これはやはり一次的には経営者がする。それは経営者という形で出て来て、保安管理者という形で出て来ると思ひます。保安管理者は経営者ですから同じですが、経営者がするのではなからうか。こういう場合、これは後に裁判所に提訴するとかいふ／＼やりますが、なか／＼救済できない、こういうことになると思ふ。そこで第二のレット・ページというのが非常に危惧されておるのです。先生方は、労働法あるいは労働組合の実情をいろいろ研究されておられますので、こういう法案は、第二のレット・ページを引起しはしないかという点に對して、われ／＼危惧を持つておりますが、有泉先生の御所見を伺いたいと思ひます。

○有泉公述人 一体この法律が通つたあと、これに違反して争議行為をやつたとしますと、最低限の効果というものは、これには罰則がついておりまして、その点問題があると思ひますが、それを除けば、損害賠償が解雇で、損害賠償は、今お話のように、損害の証明、それから因果関係の証明が困難でしょうから、解雇ということになる。ところがこの解雇については、実は私は前から疑問を持つておまして、今もよくわからないのですが、組合なら組合が徹底的に民主主義的な台議をして、そしてある行動がきまつたとします。それが純粋に民主主義の原則を貫いて、そしてある方針がきまつて、それによつてある行動がとられた、そしてそれが不幸にして違法だつた。こういう場合に、一体使用者はだれを解雇できるかということ。これは一方では、民主主義の方の責任の問題、だれが責任者かわからないが、だれか責任者があるということが、民主主義の一つの要諦であるかもしませんが、一方で非常に民主主義の原則を貫いたとすれば、だれがインシアテイズをとるといふのではなく、みんなの意見が一致した。ところが、ある一人が責任を負わなければならぬという実情が起るかどうかわからない。行為に對する責任の問題と、その行為が、よく合議を尽して来た、こういう場合の区別がわからないのですが、しかし今までの経験ですと、どうもこれは組合の指導者や何か解雇される。そしてそれが一応やむを得ないものとされております。そういうことになれば、これは先ほど藤林先生の言われたように、桃色ページの可能性はかなり強いのではないか。この前、ほかの会合で藤林先生は、使用者側が統一協約なり、統一交渉といふようなものを拒否して、何かばら／＼にしたがつてゐるということを非難され

ましたが、そういう態度からだん／＼押し行くと、桃色ページというところまで心配なさるのには、無理ないというふうにもも考慮されております。

○多賀谷委員 最後に、野村先生にお伺ひしたい。今度政府が、この法案を出して参りましたのは、新聞でも御存じのように、現在でも違法であるが、その違法を明確化するために出したのだ、こういう出し方ではないですか。現在合法であるけれども、合法にしておくと困るので、この法律によつて違法にするのだということになりますと、われ／＼はなるほど今度、電気と石炭の保安要員の取締りだけで、ほかのものには適用しないのだというところが、今までの法の常識から考えられ

たかと思ふ。ところが、今まで違法であつたけれども、それを明確化するために出したということになりますと、私たちは非常に危惧するわけでありまして、それは鉄鋼の争議あるいはメタル・マイニングの争議、あるいは私鉄でもそうなるかもしませんが、争議が起りますと、政府が、それは違法だ、それは違法だといふことを、二、三回声明しますと、これは当然違法な行為をやつた、しかもすでに電気、石炭の保安要員引揚げと同じような法益均衡を害するものだ、これはむしろ例示的な規定だ。こういうわけで、この法律によつて、新たに立法をしなくても取締る可能性はある、こういうことを危惧するわけでありまして、それは、この前のレッド・ページのときに、マ書簡が報道陣営だけに出版されておつたにかかわらず、その他のものにも適用された経験をわれ／＼は持つております。すでに今違法だが、新たに明確化するの

だという出し方と、現在は合法であるけれども、これを違法化するのだという出し方とでは、法解釈上、将来においてわかれるかどうか、その点をお尋ねしたい。

○野村公述人 今までのところ、ここに規定されたような争議行為が違法であるかどうかというところは、具体的な一つの行為について探求しなければ、きまらぬものから、一般論としてのお答えはちよつと困難です。ただ一般論にいつて、ほかに他の条件が加わらない場合には、大体において、ここに規定されるような行為は、従来は正当だと考えられていたものではないかというふうに思ひます。ですから、そういう限りでは、今まで違法であつたという見解は、どうも私は一般的な見解でないように考へております。もし今まで違法であつたものを違法だとすることになりますと、この規定は非常に意味がなくなつて来るのではないかと。それは附則の第二に、三年を経過したときに、また違法であるか、こういう規定を置くべきかといふことを検討することになつておる。その考え方は、今の行為が何か暫定的な、緊急的なものであるといふことによつて、初めてそういう附則をつける理由がある。ところが、もし従来一般的に違法であつたものならば、何のためにかような附則をつけるのか、その理由がはつきりしなくなる。そこで政府のお考えとしては、こんなことを言うのは僭越かもしれませんが、従来合法であつたものを、ここで違法にするという考へ方ではないだろうかといふふうに考へております。これは規定面から見た私の推測で、政府の人の言つた答弁を

申し上げておるわけではありません。それから、その産業に類推されるかされないかということでございます。刑罰、規定というものが、たとえば鉱山保安法とか、公益事業令の中にあるところの罰則が適用されるのだということになると、これは電気と石炭の場合だけに限るので、ほかの方に及ぶべき筋合いのものではないと思います。ただ一般刑法の規定として、たとえば業務妨害罪が成立するかどうかということになつて参りますと、つまり行為の違法性の考え方というものが、今回の法律ができることによつて、やはり拡張されたのだと私は考へる。そうすると、私の解釈によれば、従来は、まだここに規定してある行為のうちでは、全部とはいへなくとも、大部分のものは違法でなかつた。そうすると、そういう行為は、正当な争議行為として認められるということになるわけですが、この法律ができてしまつて、今度は、経営者の重要な施設に対しては損害を与えるような争議行為というものは、その評価の上でどうなるだろうかという行為の違法性を考へた場合に、裁判所あたりの考へ方が、つまり、経営者の重要な施設を損壊するような争議行為は違法だということを、今度の石炭並びに電気事業に関する争議行為の規制の法律の中で明瞭に規定しておるのだから、従つて他の産業においても、同じような程度の行為をやるといふことは、違法性を持つてゐるのだ、こういう考へ方に類推して来る可能性というものは、私は五〇％は考へられるのではないだろうか。ここに刑罰規定の場合だと、先ほど高橋議員からの質問の中に再々出ておりましたが、

これは非常に厳密に解釈されますから、そこまで及びませんが、特別法でない一般刑事規定、業務妨害罪等における違法性の考え方という点になると、大分かわつて来るのではないかと、かといふような懸念を持つてゐます。そういう懸念があるから、私は若干この法律に、その点でも疑義を抱いたわけでありました。

○井堀委員 争議行為の内容を法律で規定する場合に、私どもが経験から考へてみますと、従来、戦争前の団結権が認められていない場合において、労働争議はかなり頻りに行われておりました。その当時の争議行為に対しては、かなり極端な弾圧を受けた際におきまして、ある所轄においては看過され、ある所轄においては厳罰をもつて処罰された。また警察においても同様でありましたが、さらに裁判所に行つても、刑法その他の法律の適用を受けて処分を受けた場合におきまして、かなり区々な弁論が行われ、あるいは判決がなされておりました。ところが、新しい憲法のもとに広い労働者の権利が保障されました。この場合について、われわれが短かい期間でありましたが、大きな経験を、二申し上げますと、たとえば生産管理のよるな争議行為の問題があります。これは今日私どもの承知しておるところによりまして、その正当かあるいは不当かといふ問題について総合的な結論を加えるといふことについて、まだ躊躇しておるのじやないかと私は思ふのです。やはり具体的な事実によつて判断をするといふことになるのではないかと、思ふのですが、そういうようなわず

かの経験の中から判断いたしました。これ／＼の争議行為はこの法律に触れるとか、あるいは今いわれております公益福祉との調和をそこなうとかいふような仮定の事柄を、争議行為の禁止事項に加えるといふことが、一休時間上できるものであるかどうか、またできるかと仮定いたしました。実際に争議行為と法律というものが、争議行為の取締りもしくは禁止、あるいは道義的な目標にいたしまして、一体どれほど役に立つものであるかといふことについて、われわれは経験の上から徴して、まつた意味がないように考へておるのであります。労働法上の立場から、こういうものに対する御所見を、担任の先生のそれ／＼の御見解がありますならば伺いたいと思ふのであります。

○野村公述人 実はそういうことを初めから私申し上げたつもりであつたのでございまして、少し長くなり過ぎたために、かえつて要約できなかったかと思ひます。一体ある争議行為を制限するとか禁止するとかが妥当かどうかといふこと、行為の評価といふ問題は、いつでもあり得ると思ひます。具体的な一つ／＼の争議行為についての評価といふものは、具体的にあらうと思ひます。しかし、それを立法的に制限してよろしいかどうかといふことになる、これは同時に、一つは法理論上の問題と、もう一つは立法政策の問題と両方あると思ひます。法理論上の問題としては、私先ほど来申し上げましたが、立法政策の問題としては、実はあまり詳しく申し上げなかつたわけでありまして、むしろその方をお答えした方がいかと思ふのですが、立法政策の問題として見ますと、法理論上の問題はし

ばらくおいて、かりに制限しても、法理論上制限してもよろしいものかといふ考へ方に立つて、そうして政策的にこれを考へてみると、やはり政策的にも私は適切じやないのじやないか。これは先ほどもちよつと触れましたが、争議行為をだん／＼やりますと、やつておる間に、みんなは争議行為についてはこのくらいのところ、それから人が争議行為をやつておるときに、自分公衆の立場に立つて、人の争議に対しては、このくらいのところまでは、みんながまんするものだ、つまり労働者は、あるときは自分が争議行為の当事者となり、あるときには人が争議行為をやつて、自分が第三者になるというように、絶えずその地位を交換しておるうちに、おのづから自分たちの争議の限界、こゝらが適切な争議行為の限界であるといふことを、争議行為上ちやんと考へ出すのではないか。そういう形で進んで行くのが、民主主義のルールとして一番いいので、この意味において、やはり立法的な制限禁止といふことには賛成しづらいといふふう考へておるわけでありまして。

○有泉公述人 私も大体同じ考へなんですが、日本の民主主義といふものは、どうも上から／＼と来る。その上から上からというものが、やはりこういう立法の案になつて現われて来るのではないかと気がするのです。何か上から見ておると、高いところから見ると、人のやること、あふなつかしく見える。しかし、やらせてみると、それが経験になつて、だん／＼お互いにこころになる。先ほどちよつとイギリスのゼネストの例をあげましたが、イギリスのゼネストというのは、

イギリスの経済に非常に大きな損害を与えたといわれておるのですが、あのゼネストをやつた経験が、私はその後今日までのイギリスの組合運動に生きておるといふふうに思ふのです。昨年の電産のスト、炭労のストにしても、これはわれ／＼の経験の中に生きておると思ふ。それを上から見ておつて、刃ものはあふないとか一人歩きはあふないからといふので、何かわくを加えるといふことになる、いつまでたつても刃ものは使えないし、いつまでたつても独立歩歩はできないのではないか、どうも法律学者がかえつて法律にたよらないといふ一般的な現象も思ひますが、私はそういうように思つております。

○藤林公述人 私は今の問題については、先ほどすでに申し上げたつもりでございまして、今野村教授からお述べになりました御意見に、私も政策的な立場では賛成でございまして。私は御承知の通り法律家でございます。私は、むずかしい法律論をする素養をちつとも持つておりません。ただ、きわめて常識的に判断をして、先ほどの野村さんの御意見のような方がいいのではないかと、私を申し上げるだけでございます。ただ、私は先ほど申しましたように、今の御質問とは少し先に参ります。さしつかへませんが、私是一般論としては、さうでございまして、わけても日本の今日の労働組合の状態から申しますと、もちろん若干至らない節もあるけれども、さうかといつて、ただちに手足をもぎとるようなことは、かえつて労働組合の正しい発展の道を妨げるものではないかといふ意味で、ことに

こういう立法には賛成いたしかねるの
であります。

○赤松委員長 他に御質疑はございま
せんか——なければ、これにて公述人
に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位におかれましては、本日
は御多忙中にもかかわらず、長時間に
わたり御意見をお述べ願いました、ま
ことにありがとうございます。本委
員会を代表いたしまして、厚く御礼を
申し上げます。

それでは本日の公聴会は、これにて
散会いたします。

明七日午前十時より労働委員会を開
会いたします。

午後四時三十九分散会